

**「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」
及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」
の一部改正について
(概要)**

1. 改正の背景

旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第45条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という）第3条の2において、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること等を遵守しなければならないとされており、また、運輸規則第20条及び安全規則第11条において、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされている。さらに、これらの解釈及び運用については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」で規定されている。

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス及びトラックの車両にあっては摩耗した冬用タイヤの雪道での使用を抑止するため、雪道を走行する可能性がある場合には、

- ①整備管理者によって冬用タイヤの安全性が確認されていること
- ② ①が行われていることを運行管理者が確認すること

を明確化することで、事業者に重複した安全確認を求めることとし、これらの確認がなされず事故等を招いた場合は監査を実施して処分を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

点検整備において、事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項に、雪道を走行するシビアコンディションの対応として、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する冬用タイヤとしての使用限度を超えていないことを規定する。また、異常気象時における措置として、雪道を走行する場合には、運行管理者は、点検整備において冬用タイヤの安全性が確認されていることを確認することを規定する（乗合バス・貸切バスに限る。）

(2) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

(1)と同様の改正を行うこととする。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和3年1月下旬
施 行：公布の日

**「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」
及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」
の一部改正に関する意見の募集について**

令和 3 年 1 月
国 土 交 通 省
自 動 車 局

旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第 45 条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という）第 3 条の 2 において、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること等を遵守しなければならないとされており、また、運輸規則第 20 条及び安全規則第 11 条において、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。さらに、これらの解釈及び運用については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」で規定されています。

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス及びトラックの車両にあっては摩耗した冬用タイヤの雪道での使用を抑止するため、雪道を走行する可能性がある場合には、

- ①整備管理者によって冬用タイヤの安全性が確認されていること
- ② ①が行われていることを運行管理者が確認すること

を明確化することで、事業者に重複した安全確認を求めるとし、これらの確認がなされず事故等を招いた場合は監査を実施して処分を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（概要）（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和3年1月15日（金）～令和3年1月22日（金）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42412）

FAX 03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に関する意見

| | |
|-----------------|--|
| フリガナ 氏名 | |
| 住所 | |
| 所属 (団体名、部署名) | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| ご意見 | |
| ご意見の理由 | |

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-


- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

 積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません**。

 冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットホーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）

 積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

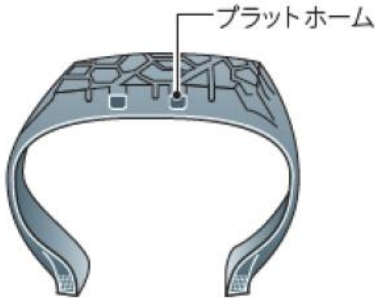
⇒ 積雪・凍結道路においては、
・**低速ギアでゆっくり発進**
・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

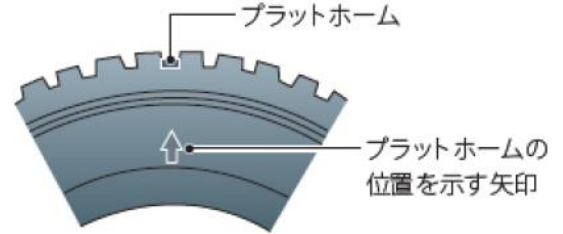
● プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



● プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す矢印がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ① **低速ギア**でゆっくり発進し、**タイヤを空転させない**。
- ② **急坂道**では**登り終わるまで低速ギア**を使用し、**ギヤチェンジしない**。
- ③ **急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける**。柔らかくブレーキ。
- ④ **カーブ**に入る前に**減速**する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ **冬用タイヤの性能には限界がある**ので、運転時は**細心の注意**を払う。
- ⑥ **冬用タイヤ**を**乾燥路や湿潤路**で使用する場合は**走行速度に注意**する。

裏面にも重要な情報があります。

冬道
を走るなら


早めの冬用タイヤ



装着が大切です!

積雪・凍結道路で
すべり止めの措置をとらない運転は

法令違反となります。

都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型：7千円、普通：6千円、自動二輪：6千円、原付車：5千円)

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

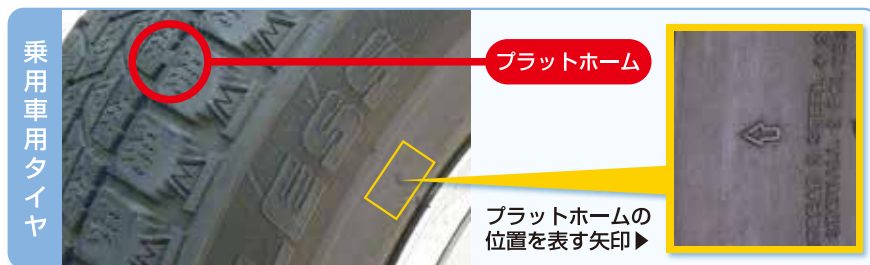
冬用タイヤ装着時及び運転時の注意点

- 冬用タイヤを装着する場合は、全車輪に装着してください。
- タイヤは、それぞれのタイプにより運動性能が異なります。従って、タイヤを交換した場合、今まで使用していたタイヤと特性が異なるので、その運動特性に慣れるまで慎重な運転が必要です。また、新品冬用タイヤの場合は、右表の目安で必ずならし走行をしてください。

| 走行速度 | 走行距離 |
|--------------|-------------|
| 80km/h 以下 | 100km 以上 |

(乗用車用タイヤの場合)

- 冬用タイヤの積雪または凍結路走行時における溝の深さ使用限度は、新品時の50%(プラットホーム露出)までです。



- 空気圧は、自動車メーカーの指定空気圧に調整してください。
- 冬用タイヤは積雪路及び凍結路面性能を重視しています。特に、乾燥路及び湿潤路で使用する場合は、実際の交通(速度)規制に従い、走行速度に注意し、急発進、急制動、急旋回を避け、安全運転に心がけてください。
- 冬季が過ぎたら積雪路及び凍結路走行に適した冬用タイヤを一般路(乾燥路・湿潤路)走行に適した夏用タイヤに交換することをお奨めします。
もし、夏季も引き続き冬用タイヤを使用される場合は、実際の交通(速度)規制に従い、走行速度に注意し、急発進、急制動、急旋回を避け、安全運転に心がけてください。

積雪・凍結路の注意ポイント

交差点

タイヤでアイスバーンが磨かれて、ツルツルになっていることが多い危険な場所。また、雪の壁で交差点自体が見えないこともあるので注意しましょう。



坂道

下り坂は止まりにくいので、事前に十分な減速を。上り坂では、発進時のアクセル操作を慎重にしましょう。



カーブ

遠心力で車は外へ外へと流れやすくなります。対向車にも気をつけましょう。



橋の上

吹きさらしの路面は、凍結している可能性が大。橋=アイスバーンと心得て、通過は慎重にしましょう。



トンネルの出入口

眼の明暗順応で先の状況が見えにくいため、路面状況の変化を予測したドライビングが必要です。



日影

氷がいつまでも溶けずに残っている可能性が高い。細心の注意を払って、ゆっくり走りましょう。



積雪、凍結路面における防滑措置

- 都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。(大型:7千円、普通:6千円、自動二輪:6千円、原付車5千円)